令和７年度　第１回佐久市総合計画審議会　会議次第

日時：令和７年５月２９日（木）
午前９時３０分～
場所：佐久消防署　３階　講堂

１　開　会

２　委嘱書交付

３　市長あいさつ

４　自己紹介

５　佐久市総合計画審議会条例について

６　正副会長の選出について

７　諮 問
・第三次佐久市総合計画の策定について

８　議　事
（１）第三次佐久市総合計画の策定について　資料１

（２）佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略の進行管理について
資料２－１、２－２

（３）第二次佐久市総合計画後期基本計画の進行管理について　資料３

（４）部会の設置について　資料４

（５）その他

９　閉　会

佐久市総合計画審議会　委員名簿

（敬称略、順不同）

氏名	所属団体・役職		備考
坂江　千寿子	佐久大学	学長	識見を有する者
滝沢　裕之	佐久地域振興局	局長	
柳澤　拓道	株式会社 MoSAKU	代表取締役	
北山　浩一	佐久市 PTA 連合会	会長	団体推薦者
伊坂　倉一	佐久市スポーツ協会	会長	
髙橋　博子	佐久市男女共生ネットワーク	会長	
池田　章	佐久交通安全協会	会長	
太田　智文	株式会社小諸新聞社	編集長	
鈴木　勲	佐久市防犯協会	理事	
渡辺　津子美	佐久女性みちの会	会長	
井出　やよい	佐久浅間農業協同組合	理事	
阿部　眞一	佐久商工会議所	副会頭	
竹重　知幸	佐久市金融団	代表	
伊藤　康弘	佐久市観光協会	副会長	
木内　拓郎	長野県行政書士会東信支部	理事	
飯沼　由紀子	長野県宅地建物取引業協会佐久支部	支部長	
武重　和彦	佐久市民生児童委員協議会	副会長	
髙橋　渉	佐久市保育園保護者会連合会	会長	
―	佐久市保健補導員会		
松崎　茂	佐久医師会	副会長	
麻生　知子	佐久市環境審議会	副会長	
坂戸　千代子	佐久シルバー人材センター	理事長	
中嶋　初男	佐久市衛生委員会	委員	
小嶋　秀文	浅間地域区長会	会長	
小林　敬典	中込地域区長会	会長	
伊藤　明弘	野沢地域区長会	会長	
須江　初男	東地域区長会	会長	
三石　高良	臼田地域区長会	会長	
中澤　智昭	浅科地域区長会	会長	
小松　直樹	望月地域区長会	会長	
大井　麻衣子	―	―	公募委員
山澤　知姫	―	―	
川﨑　すみ子	―	―	
東城　紀代子	―	―	

任期：令和７年５月２９日から令和９年５月２８日まで（２年間）

○佐久市総合計画審議会条例（平成17年４月１日条例第20号）

（設置）
第１条　本市の総合的な開発及び発展に関する基本構想並びにこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）について、必要な事項を調査審議するため、佐久市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。
（２）　市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第６号)第５条に規定する新市建設計画に関する事項について調査審議すること。
（組織）
第３条　審議会は、委員34人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　識見を有する者
（２）　前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　審議会に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
（部会）
第７条　審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
３　部会に、部会長及び副部会長各１人を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
４　部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の状況及び結果を会長に報告する。
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
６　部会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
７　専門委員は、市長が委嘱する。
８　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（幹事）
第８条　審議会に、必要に応じ幹事を置くことができる。
２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
３　幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。
（庶務）
第９条　審議会の庶務は、企画部において処理する。
（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。

７佐企第５２号
令和７年５月２９日

様

佐久市長　柳田　清二

第三次佐久市総合計画の策定について（諮問）

本市では、平成２９年度を初年度とした１０か年を計画期間とする「第二次佐久市総合計画」において、「快適健康都市　佐久」を将来都市像に掲げ、その実現に向け、各種施策を展開しております。

この間、国内においては、少子高齢化や人口減少の本格的な進展、自然災害の激甚化や頻発化、未曽有の感染症等により社会経済情勢はめまぐるしく変化する中、本市を取り巻く環境も大きく変化し、市民ニーズも多様化しているところです。

このことから、本市を取り巻く環境の変化やニーズに的確に対応し、市民との協働による持続可能なまちづくりをさらに進めるため、令和９年度を初年度とする第三次佐久市総合計画の策定を行いたいので、佐久市総合計画審議会条例第２条の規定により貴審議会の意見を求めます。

資料１

第三次佐久市総合計画
策 定 方 針

令和７年５月

佐　久　市

1　計画策定の趣旨

(1)策定の趣旨

佐久市総合計画は、人口減少の急速な進行をはじめとする社会経済情勢の変化に的確に対応し、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画であり、市の施策を展開する上での最上位計画に位置付けられます。平成 29 年 3 月には「第二次佐久市総合計画（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度)」を策定し、将来都市像「快適健康都市　佐久」の実現に向け、各種施策を展開してきました。

令和 8 年度に第二次佐久市総合計画が計画期間の満了を迎えることから、引き続き諸課題に適切に対処しつつ広い視点に立ち、力強いまちづくりを積極的に進めるとともに、健全財政に配慮した計画的・効率的な行政運営を進めるため、令和 9 年度を初年度とする「第三次佐久市総合計画（計画期間：令和 9 年度～令和 18 年度)」を策定します。

(2)「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」との一体的な策定

人口減少という喫緊の課題に対し、地方創生を目的とする「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を、本市の総合的な振興・発展を目的とした総合計画に包含するとともに、国が推進する地方創生 2.0 の考え方を踏まえ策定します。

(3)「第三次国土利用計画(佐久市計画)」との一体的な策定

現行の「第二次国土利用計画（佐久市計画)」を引き継ぎ策定する、「第三次国土利用計画（佐久市計画)」は、市土の総合的かつ基本的な利用に関する長期計画であり、市における土地利用に関する指針、各種計画の基本となるものです。

第三次佐久市総合計画と開始時期が同じであり、基本構想に即して作成することが望ましいことから、総合計画と一体的に策定します。

2 策定にあたっての基本方針

(1)策定に当たって配慮すべき視点

ア 人口減少、少子・高齢化社会への対応

人口減少に歯止めをかけ、本市が将来にわたり活力ある持続可能なまちを実現するため、次に掲げるまちづくりを推進することにより、対応を図っていく必要があります。

◇ 「健康長寿」や「豊かな自然」、「高速交通網の充実」といった特徴や、これらがもたらす「暮らしやすさ」といった、本市の卓越性を生かしたまちづくり

◇ 地域の一体感の醸成による「均衡ある発展」に重ねて、先人たちが築き上げてきた地域ごとの特徴を磨き上げ、その個性を生かす「特徴ある発展」に資するまちづくり

◇ 人口流出の抑制や流入の呼び水となる「シビックプライド」の醸成につながる、市民が誇りを持てるまちづくり

◇ 佐久地域の特徴である教育移住といった若い世代の移住の契機となる、結婚・出産・子どもの入園や入学などのライフステージの変化する時期を目掛けた対策など、若い世代のニーズに応える魅力あるまちづくり

◇ 人口や財政の規模に照らした、最少の投資で最大の効果を目指すまちづくり

◇ ジェンダー平等や柔軟な働き方などを推進し、多様な人材が活躍できるまちづくり

イ 未来的視点の導入　～変化に対応し、持続的に成長できるまちへ～

新たな佐久市の飛躍につながる計画とするため、次に掲げる点を踏まえ、10 年先、さらにはその先の未来を見据えながら、時代の変化を強みにつなげ、持続的に成長していけるまちづくりを進めていく必要があります。

◇ 中部横断自動車道や北陸新幹線の全線開通など、高速交通網のさらなる発展による生活・経済・交流などの変化

◇ ブロックチェーンとデジタルトランスフォーメーション（DX）の多角的な展開の動きを捉えた、急速に進化するデジタル・新技術の積極活用によるデジタル社会への転換

◇ 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（GX）の推進

◇ 経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す SDG s（持続可能な開発目標）など、世界基準に照らした取組の推進による国際的な課題解決への貢献

◇ 地方においても例外でない、グローバル化の加速的な流れを踏まえた、世界を視野に入れた交流・結びつきの深化・拡大

◇ 社会経済情勢の変化に的確に対応した仕組みの構築と官民連携による民間活動の活発化

ウ「機能集約・ネットワーク型まちづくり」の推進

地域の活力を維持するとともに、将来にわたり安心・安全な暮らしが営めるよう、地域の特徴を生かした拠点形成を図るとともに、道路や情報通信インフラの整備といった“物理的なネットワーク”や、地域公共交通や情報提供などの“サービスのネットワーク”など、周辺地域との様々なネットワークの再構築・最適化に資する取組を進める必要があります。

(2)策定方法についての基本的な考え方

ア より市民にとって分かりやすい計画づくり

政策や施策を検討する際には、エビデンス（証拠）を意識しながら立案作業を進めるとともに、可能な限り目標の明確化と達成指標の数値化を図り、達成状況や成果に基づく検証･評価を公表するなど､市民にとって分かりやすい計画づくりを行います。達成指標については、第二次佐久市総合計画まで設定されている「市民満足度」の踏襲を前提とせず、より市民が施策効果を把握しやすい指標設定を検討します。

イ 情報公開と市民参加による計画づくり

広報紙・ホームページ等の活用や、住民説明会等の実施により、市民と行政の情報共有に努め、計画策定の透明性及び公平性の確保を図ります。また、市民意識調査、ワークショップやパブリックコメント等の実施により、計画策定段階から多くの市民の参画を得る中で、市民の意識・意見の把握や対話を通じ、現状と課題や目標等について共通の認識を持ち、市民と行政との協働による計画づくりを行います。

ウ 社会経済情勢変化への対応を念頭に置いた計画づくり

施策目標を盛り込むとともに、施策評価等による進行管理が可能な計画内容とすることで、Ｐｌａｎ（計画)、Ｄｏ（実施)、Ｃｈｅｃｋ（評価)、Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４つの視点に基づくＰＤＣＡサイクルの循環による継続的な改善を図ることができる計画づくりを行います。

また、現代社会においては先行きが不透明で将来の予測が困難となる中、変化に対して迅速かつ柔軟な対応が求められています。そこで、OODA ループの観点も取り入れながら、課題に対して柔軟かつ迅速に対応できる計画を目指します。

OODA（ウーダ）ループ

「Observe（観察、情報収集)」･「Orient（状況、方向性判断)」･「Decide（意思決定)」･「Act（行動、実行)」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定の手法。PDCA サイクルと異なり、計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことが可能。また、外的要因による変化を考慮したり、予想できなかった変化があれば、途中で前の段階に戻ったり、状況に応じて任意の段階からループを再開することも可能。

エ　重点事項を明確化した、戦略性を持った計画づくり

将来を見据え、計画の策定段階から、重点的に何に取り組むのか、優先して何に取り組むのかを明確にするなど、戦略性を持った計画づくりを行います。

(3)国土利用計画策定に当たっての基本的な考え方

長野県が策定した「第五次国土利用計画（長野県計画)」（平成２８年９月策定）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることとし、佐久市域における土地利用に関する行政上の指針を示す計画づくりを行います。

3 計画策定の構成と期間

(1)基本構想

時代の潮流や本市の特性を踏まえ、10 年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針とするものです。

(2)基本計画

基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した計画です。

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、５年経過後に見直しを行い、後期基本計画を策定します。

(3)国土利用計画(佐久市計画)

基本構想で定める目指すべき将来像を実現するため、次の事項を定めます。

（ア）市域における土地の利用に関する基本構想

（イ）市域における土地の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

（ウ）（イ）に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市の土地利用の状況を踏まえ、５年経過後に見直しを行います。

(4)実施計画

基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度から始まる３年間の実施計画を、毎年度、作成します。

基本構想・基本計画とこの実施計画の連動によって、計画的に事業を展開します。

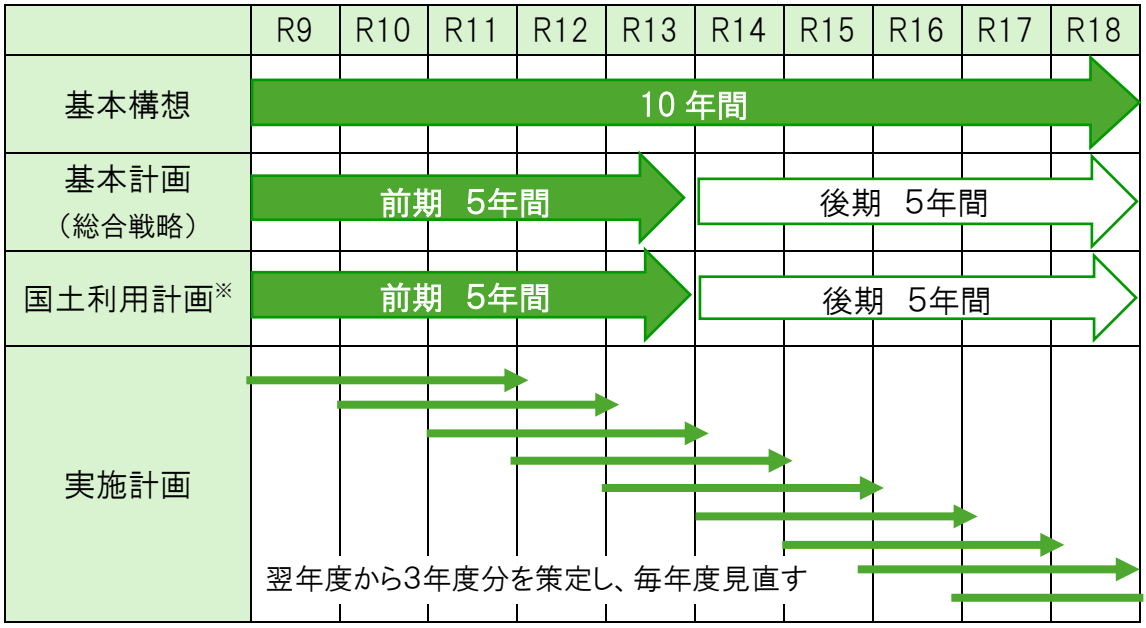

※国土利用計画の目標年次：令和 18 年度、基準年次：令和 6 年度（統計資料等から各土地利用区分の面積が網羅的に把握できる直近の年度のため）

4　計画策定の進め方

計画の策定に当たっては、多様な主体の参画により計画策定を進めます。

(1)総合計画審議会

学識経験者や各種団体からの推薦者、公募委員からなる総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。審議会には部会を設置して、全体審議のほか分野ごとの部会審議を行います。

(2)市民意識調査(市民アンケート・中高生アンケート)

市民アンケートを実施し、これまでの市の取組や今後の取組などに対する意向を把握します。また、中高生アンケートを実施し、佐久市の将来を担う中高生が考える意見や課題を把握します。

(3)ワークショップ

ワークショップを開催し、これまでの市の取組や今後の取組などに対する意向を把握します。

(4)住民説明会

住民説明会を開催し、計画策定に関する説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握します。

(5)意見・提言募集(パブリックコメント等)

計画策定当初から、計画案に対する意見・提言を募集し意見を把握するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表します。

また、出前講座などから出される意見も把握します。

(6)各種団体等からの意見聴取

各種団体等から意見聴取し、意見や課題等を把握します。

5 策定体制

庁内における計画策定作業は、次の組織を中心として進めますが、職員は総合計画が本市の最上位計画として行政運営の基本方針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の創意と叡智を結集し、計画策定にあたるものとします。

(1)企画調整委員会

計画策定に関する調査・審議は、副市長を委員長とし、市長が任命した部長職により構成される企画調整委員会において行い、必要な調整を図ります。

(2)企画調整幹事会、土地調整幹事会

計画策定に当たり、企画調整委員会が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、企画課長を幹事長とし、市長が任命した課長職から構成される企画調整幹事会及び土地調整幹事会において調査及び検討を行います。

(3)事務局

事務局を企画部企画課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

6 市議会

市議会での基本構想の議決に先立ち、計画の策定段階に応じて、議会全員協議会において説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

■ 策定体制図

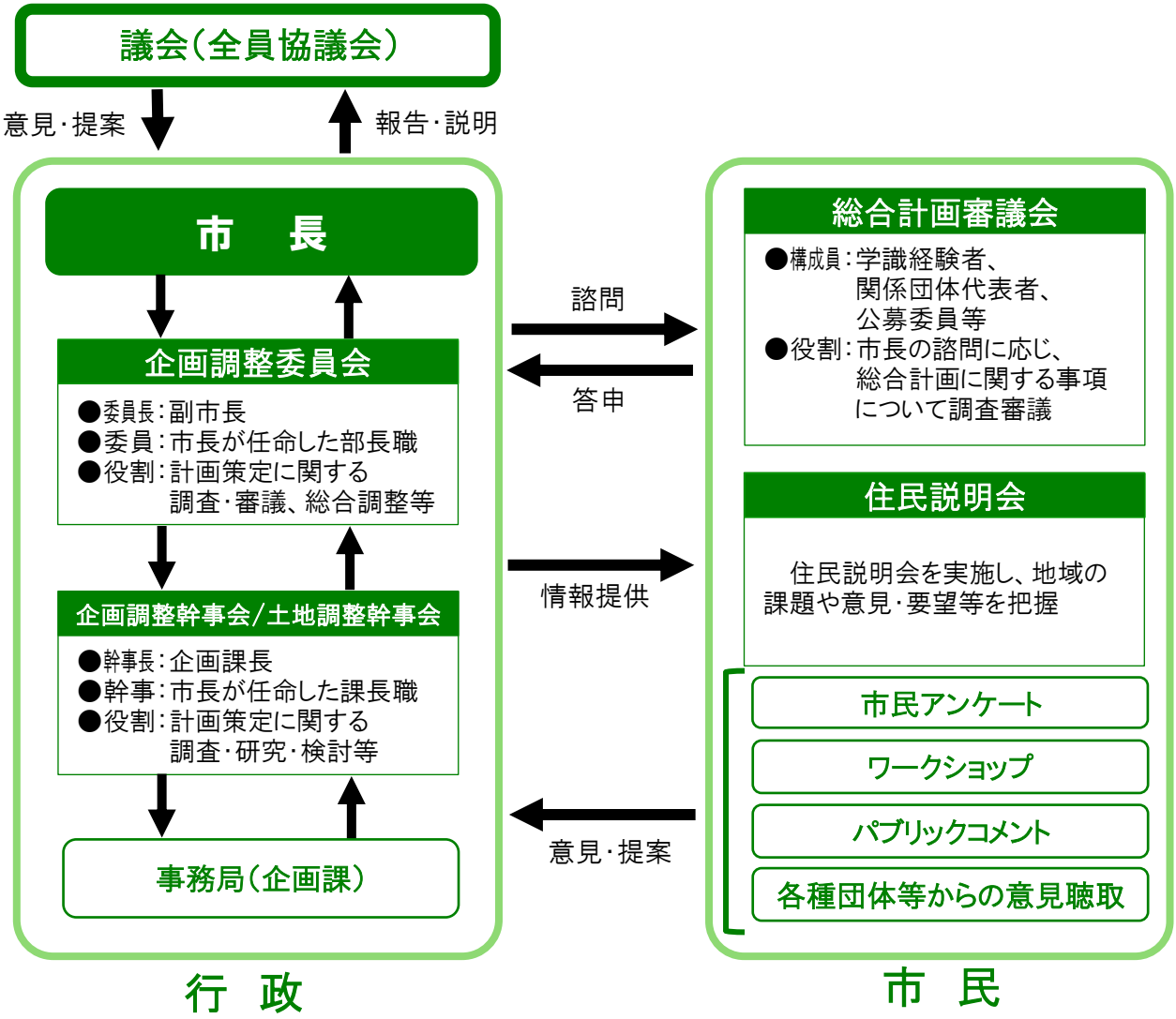

7　策定スケジュール

令和７年度と令和８年度の２か年で策定します（「別紙１」参照）。

8　その他

国・県等の計画及び広域計画との整合性に配慮するとともに、他市町村との連携や機能分担などにも配慮するものとします。

このため、計画の区域は本市の行政区域を対象としますが、広域的な配慮を要する案件に関しては、本市の行政区域外についても考慮します。

（別紙1）

第三次佐久市総合計画策定スケジュール

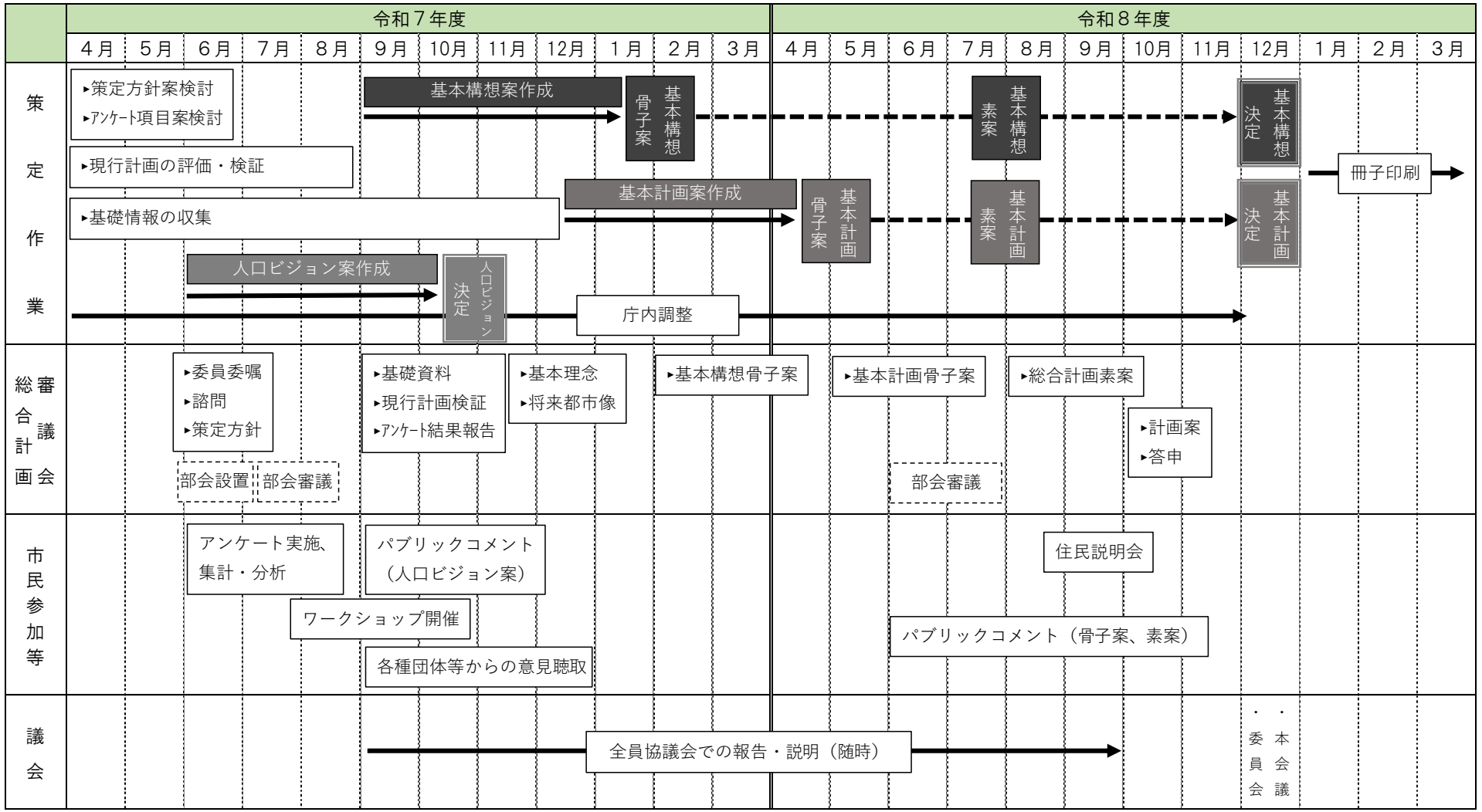

佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略【概要版】

期間：令和６年度～令和８年度

資料２－１

地域ビジョン（目指すべき将来像）

「若い世代の希望をかなえ、選ばれるまち」

を実現し、将来にわたって活力ある地域であり続ける

目指す人口

令和42年(2060年)の目標人口＝約86,000人

佐久市人口ビジョン（令和元年度改訂版）に掲げる人口の将来展望

地域ビジョン・目指す人口 を実現するための**４つの目標**

目標①【ひと(自然動態)】

脱少子化と子育て世代一人ひとりの多様な幸せを実現する

■ 数値目標

合計特殊出生率

基準値：1.45［2022(Ｒ４)］
目標値：1.67［2026(Ｒ８)］

■ 基本的方向

- 結婚・出産・子育てに係る不安を払拭すべく支援策を充実、より強く推進
- 「子ども・子育て支援拠点施設」を開設、様々な悩みをワンストップで相談できる支援体制を構築
- 子育て世代のニーズに応える保育環境の確保及び子育て環境の充実を子育て世代の流入へとつなげる
- より豊かな教育環境の創造及び複雑かつ多様な課題に適切に対応

■ 具体的な施策

(1) 結婚・出産・子育て環境の充実

- 若い世代が安心して結婚でき、希望する数の子どもを生み・育てたいと思える支援を推進
- 新たに整備する「子ども・子育て支援拠点施設」を核とした、より一層子育てしやすい総合的な支援体制を構築

指標名	基準値	目標値
「子育て支援・児童福祉」についての満足度	3.28［2023(Ｒ５)］	3.36［2026(Ｒ８)］

(2) 社会の変化に対応した特色ある教育環境の充実

- 魅力ある教育環境が子育て世代の新たな人の流れにつながることも視野に入れ、当市ならではの特色ある学びの環境の充実
- グローバル化やデジタル化といった急速な社会経済情勢の変化においても活躍できる、当市の未来を担う子ども達の育成

指標名	基準値	目標値
「学校教育」についての満足度	3.29［2023(Ｒ５)］	3.50［2026(Ｒ８)］

目標②【ひと(社会動態)】

変革に即した大胆な移住（ヒト）の流れを実現する

■ 数値目標

人口の社会動態増加数 (計画期間の累計)

基準値：1,008人［R2～R4の累計］
目標値：1,350人［R6～R8の累計］

■ 基本的方向

- シティプロモーションによる当市の魅力の発信
- 当市ならではの観光資源の活用や、ゆかりのある著名人とのコラボにより、交流人口・関係人口の創出・拡大を推進
- 若者や女性を始めとする市民が住み続けたい・戻りたいと感じられるようシビックプライドの醸成
- 子どもの教育への関心が高い層へ当市の魅力を発信する等、「教育移住」の促進

■ 具体的な施策

(1) 行ってみたい・住み続けたい・戻って来たいと思える佐久市の魅力発信

- ＩＣＴを活用した効果的な情報発信により、当市の認知度向上に向けた施策を推進
- 市民が当市の魅力を再認識するための施策も併せて推進

指標名	基準値	目標値
「リモート市役所」のInstagramフォロワー数	―	5,000人［2026(Ｒ８)］

(2) 地域の特色を生かした交流人口・関係人口の創出・拡大

- 当市が持つ観光資源の活用やゆかりのある著名人とのコラボレーション等、当市ならではの独自性を生かした誘客策により、交流人口・関係人口の創出・拡大を推進
- 来訪者が「暮らしやすさ」をより実感できるよう、来訪者を増加させるための施策はもとより、できるだけ長い期間、当市に滞在することを促す施策を推進

指標名	基準値	目標値
県外からの市内観光地利用者数	1,029,200人［2022(Ｒ４)］	1,250,000人［2026(Ｒ８)］

(3) 移住者数の更なる拡大

- お試し移住に対する支援や居住物件に関する支援等の充実を図り、移住検討者のニーズに沿った移住施策を推進

指標名	基準値	目標値
行政サポートによる移住者数（計画期間の累計）	364人［2022(Ｒ４)］	1,200人(R6～R8の累計)

目標③【しごと】

創意工夫や新しいアイデアを生み出す「人的資本」への投資と企業の持続的価値創造を実現する

■ 数値目標

市内事業所の従業員数

基準値：40,746人［2021(Ｒ３)］
目標値：41,000人［2026(Ｒ８)］

■ 基本的方向

- 所得を生み出す経済的に安定した就労の場の確保・創出
- 女性の経済的な自立や多様な働き方の実現
- 柔軟な働き方の場の提供、創業促進や交流人口の創出
- 一般社団法人佐久産業支援センター（SOIC）との連携による各種企業支援やヘルスケア関連産業等の創出
- 市外への就業や進学等により転出した後のＵターン促進
- 有機農業や環境にやさしい農業への就農支援

■ 具体的な施策

(1) 佐久市の未来を創る人材の育成・成長の支援

- 社会課題が多様化・複雑化する中、新たな視点からアイデアを生み出し、地域課題の解決や新ビジネスの創出につなげていく視点が求められていることから、デジタルスキルの習得や新たなビジネスの創出支援等を通じ、女性を始めとする多様な人材の育成・成長を支援

指標名	基準値	目標値
女性デジタル人材の就業者数（計画期間の累計）	―	200人(R6～R8の累計)

(2) 産業の持続的な発展に向けた支援

- 一般社団法人佐久産業支援センター（SOIC）と連携した各種施策の展開を通じ、市内企業の経営基盤の強化を図るほか、当市の強みである「健康長寿」を核にヘルスケア関連産業の創出を促進

指標名	基準値	目標値
ヘルスケア関連産業における新製品・新技術の開発件数（計画期間の累計）	20件(R2～R4の累計)	30件(R6～R8の累計)

目標④【まち】

リアルとデジタルが融合する令和型「暮らしやすい」まちづくりを実現する

■ 数値目標

「佐久市は住みやすい」と回答する人の割合

基準値：77.4%［2023(Ｒ５)］
目標値：81.4%［2026(Ｒ８)］

■ 基本的方向

- 引き続き「暮らしやすさ」に直結する医療、防災、地域公共交通の充実等に官民協働で取り組み、安心・安全な生活の基盤を確保
- デジタル技術の活用により市民の利便性向上や庁内業務の効率化を図る施策を推進し、当市の「暮らしやすさ」の一層の向上
- 地域の中心拠点に都市機能の整備を進めるとともに、過疎化が進行する中山間地域においても暮らしやすい生活環境を維持・活性化

■ 具体的な施策

(1) 安心・安全に暮らし続けられるまちづくりの推進

- 「暮らしやすさ」を実感し、誰もがウェルビーイングを実現するため、「暮らしやすさ」の基盤となる公共交通の維持や災害に強いまちづくり、医療の確保等に官民共同で取り組む
- 過疎化が進行する中山間地域においても、安心して暮らせるよう、地域課題の解決や医療体制の確保に取り組むことで暮らしの質の維持・向上を図る

指標名	基準値	目標値
防災訓練を実施した自主防災組織の割合	53%［2022(Ｒ４)］	100%［2026(Ｒ８)］

(2) より暮らしやすい持続可能なまちづくりの推進

- 安心・安全な生活の基盤に加え、市民がより暮らしやすく、持続可能な発展を実現するまちづくりを推進
- デジタル技術の活用により市役所サービスの変革を図り、利便性を高めることで市民満足度の向上を図るとともに、持続可能な社会の実現に向け地域の脱炭素化へも取り組む
- 中心拠点に地域の特徴を生かした都市機能の整備を進め、「暮らしやすいまち」の魅力を更に高める

指標名	基準値	目標値
行政手続のオンライン化	9.4%［2023（Ｒ５）］	100%［2026(Ｒ８)］

資料2-2

デジタル田園都市国家構想総合戦略の進行管理について

1 総合戦略について

(1)まち・ひと・しごと創生法の施行を受け、平成 27 年 10 月に「佐久市人口ビジョン」、「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定

(2)その後、第1期総合戦略(平成28年度から令和元年度まで)期間中の施策の検証を踏まえ、第1期総合戦略に基づく事業を今後も着実に推進し、切れ目ない取組を進めるため、「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年度から令和6年度まで)を策定。併せて、最新の人口の将来推計に基づき、人口ビジョンを改訂(「令和元年度改訂版佐久市人口ビジョン」)

(3)人口ビジョンで描く市の人口の将来展望を踏まえ、4つの基本目標とともに、必要な重要業績評価指標(KPI)を設定し、総合戦略に基づき事業を実施

(4)社会情勢等や国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を踏まえ、第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和6年度から令和8年度まで)を令和6年3月に策定

※ 総合計画との関係性

総合計画は市の最上位計画として市の全ての施策の方向性を定めるものである一方、総合戦略はそのうち人口減少への対応に特化したもの。総合戦略は、総合計画の方向性に沿って人口減少対策を詳細に戦略建てしているものであり、総合計画に内包される性格のもの

2 総合戦略の進行管理について

(1)総合戦略に基づく事業を着実に推進するため、PDCA サイクルを確立し、毎年度、外部有識者等による評価を実施していくことが求められている。

(2)総合戦略に掲載された数値目標及び重要業績評価指標(KPI)の進捗状況の評価を行い、結果を公表していく。

(3)有識者会議については、佐久市総合計画審議会とする。

3 審議対象 【令和6年度分の評価】

4つの基本目標及び重要業績評価指標(KPI)の進行管理における分析、方針等について意見をいただく。

4 会議の流れ

評価結果については、管理する指標の数が多いことから、部会を設置し、評価結果について意見をいただく。

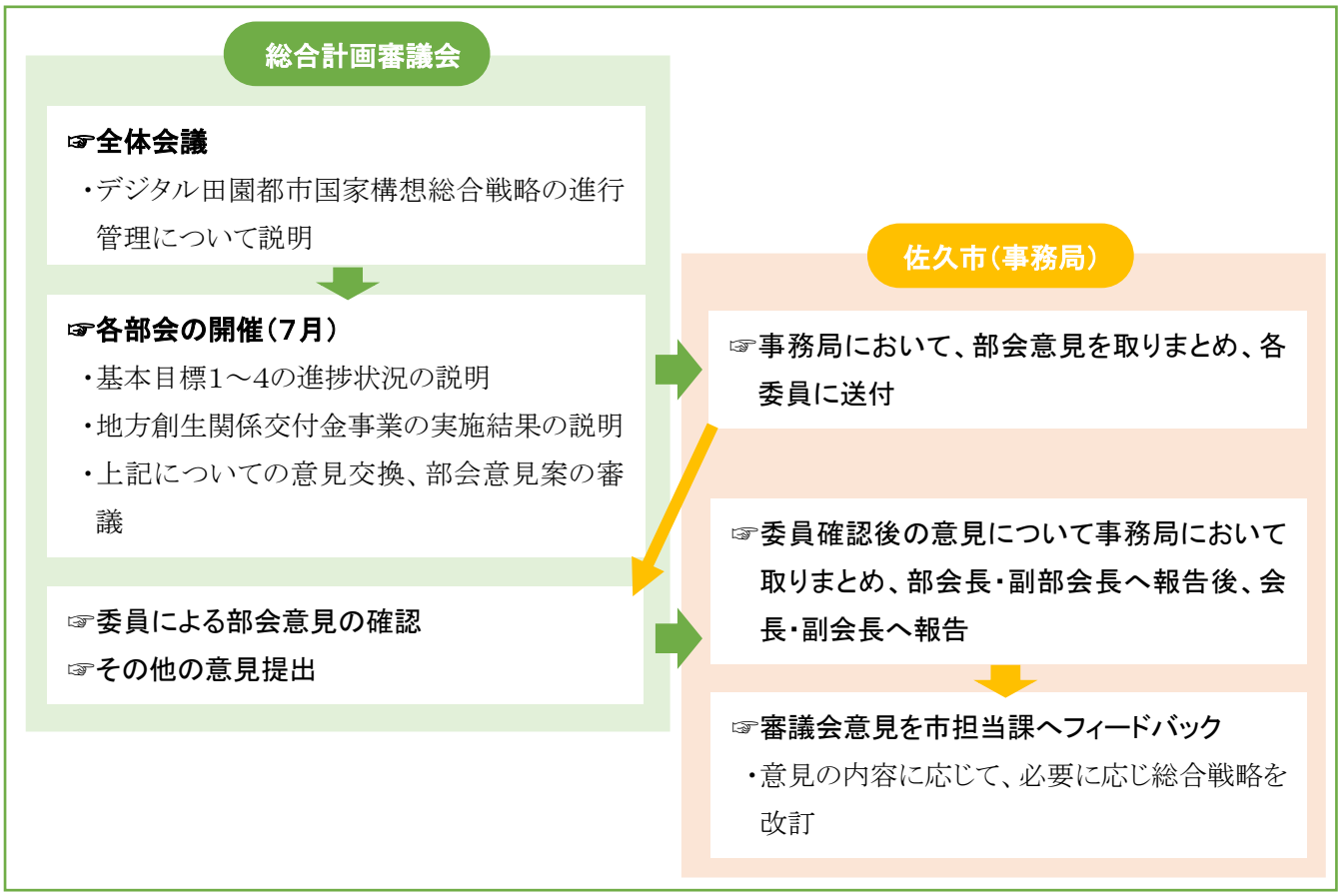

5　部会設置について

審議の円滑化のため、進行管理は、3部会において審議する。

部　　会	総合戦略　基本目標担当分野
第1部会	・ 目標②【ひと（社会動態）】 変革に即した大胆な移住（ヒト）の流れを実現する ・ 目標④【まち】 リアルとデジタルが融合する令和型「暮らしやすい」まちづくりを実現する
第2部会	・ 目標③【しごと】 創意工夫や新しいアイデアを生み出す「人的資本」への投資と企業の持続的価値創造を実現する ・ 【地方創生推進交付金事業】
第3部会	・ 目標①【ひと（自然動態）】 脱少子化と子育て世代一人ひとりの多様な幸せを実現する

.※施策数

目標①17施策、目標②13施策、目標③12施策、目標④15施策、交付金事業10事業

資料3

第二次佐久市総合計画後期基本計画進行管理について

1　第二次佐久市総合計画の構成

（１）基本構想（平成 29 年度～令和８年度）

時代の潮流や本市の特徴を踏まえ、10 年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針となるもの

佐久市の将来都市像

「快適健康都市　佐久」
～希望をかなえ　選ばれるまちを目指して～

（２）基本計画（10 年間、５年間経過後に見直し）

基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した中期的な計画

社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、５年経過後に後期の基本計画を策定

○後期基本計画（令和4年度～令和8年度）

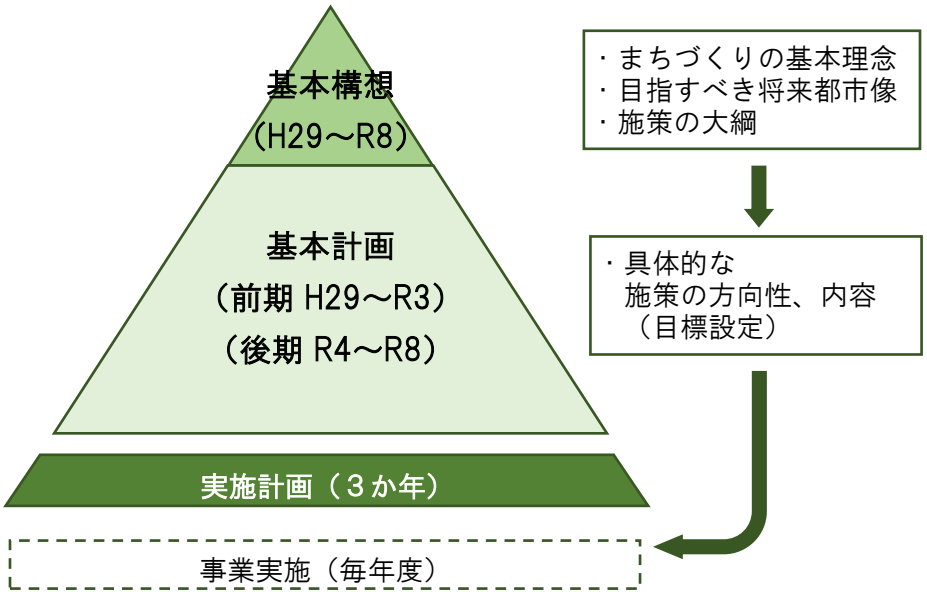

２　後期基本計画の進行管理

後期基本計画は、施策ごとの施策目標を設定しており、施策ごとの進捗状況に対して進捗状況評価を実施し、その結果を来年度以降の施策へ反映する。

３　進行管理方法

（１）施策目標（総合計画 71～193 ページ）

ア　施策目標の設定

基本計画における、７政策分野、全 49 施策ごとに市民アンケートによる市民満足度指数を目標値として設定している。第二次佐久市総合計画の基本理念である「市民の実感から始まり、実感に結びつくまちづくり」に基づき、市民の満足度を目標とした。

例：施策名「学校教育」

※　市民アンケートによる満足度指数
市内に在住する 16 歳以上の男女 1,000 人を対象に調査したもの。「満足」を５点、「やや満足」を４点、「どちらでもない」を３点、「やや不満」を２点、「不満」を１点として平均点を集計

イ　施策目標の進捗状況評価

総合計画の基本計画に示された 49 の施策への取組による実績・成果の達成状況と、施策目標を達成するための今後の取組について検討する。

市の行政評価システムの一部（施策評価）として実施し、各所管課がそれぞれの施策について、施策の進捗状況、今後の方針等を示す。

（２）プロジェクト目標（総合計画 64～69 ページ）

後期基本計画では、将来都市像の実現に向けボトルネックとなる要因を克服するため、重点的・横断的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置づけ、重点プロジェクトごとに成果指標としてプロジェクト目標を設定している。

各重点プロジェクトの内容及びプロジェクト目標は次表のとおり。

プロジェクトⅠ　より速く！新時代に対応する多様性実現まちづくりプロジェクト

プロジェクト目標：市民の幸福感

現状値（R３）	目標値（R８）
７１．９％	７２．５％

▽目標実現のための戦略

▸戦略１　新時代に対応する「移住・定住」の促進（第３章・第７章）

▸戦略２　新時代に対応する「多様な働き方」の創出（第３章）

▸戦略３　新時代に対応する「ＤＸ」の推進・「Society5.0」の実現（第３章・第７章）

▸戦略４　新時代に対応する「男女共同参画」の推進（第１章・第３章・第４章）

プロジェクトⅡ　より高く！新時代に対応する快適・健康向上まちづくりプロジェクト

プロジェクト目標：市民の健康感

現状値（R３）	目標値（R８）
６７．６％	７１．４％

▽目標実現のための戦略

▸戦略５　新時代に対応する「子育て・教育環境」の充実（第１章・第４章）

▸戦略６　新時代に対応する「健やかに暮らせる環境」の充実（第４章）

プロジェクトⅢ　より強く！新時代に対応する持続可能な住みよいまちづくりプロジェクト

プロジェクト目標：市民の住みやすさ感

現状値（R３）	目標値（R８）
７７．３％	８１．４％

▽目標実現のための戦略

▸戦略７　新時代に対応する「地球温暖化対策」の推進（第５章・第６章）

▸戦略８　新時代に対応する「災害に強い佐久市に向けたＢＢＢの取組」の推進（第２章・第６章）

▸戦略９　新時代に対応する「機能集約・ネットワーク型のまちづくり」の推進（第２章）

４　総合計画審議会での審議について

「後期基本計画における施策の進捗状況や取組に関する事項」について意見を求める旨の本審議会への諮問に基づき、同計画が定める 49 の施策目標の進捗状況評価について御意見をいただく。

施策目標について、施策の進捗状況、今後の方針について各課が分析したものについて、今後、市民の満足度を上げるためにはどのような取組を行ったら良いのか意見し、後期基本計画の進行管理のまとめを行う。

５　部会設置

審議の円滑化のため、進行管理の詳細は、３部会にて審議する。

	部会名	第二次佐久市総合計画後期基本計画担当箇所（主な分野）
ア	第１部会	第１章（教育、文化、生涯学習）
		第６章（防災、交通安全、防犯）
		第７章（協働、行財政、交流分野）
イ	第２部会	第２章（交通、都市基盤整備）
		第３章（農業、商工業、観光、雇用）
ウ	第３部会	第４章（保健、福祉、子育て支援）
		第５章（自然環境、生活環境、上下水道）

６　審議スケジュール

おおむね下図のスケジュールにて実施

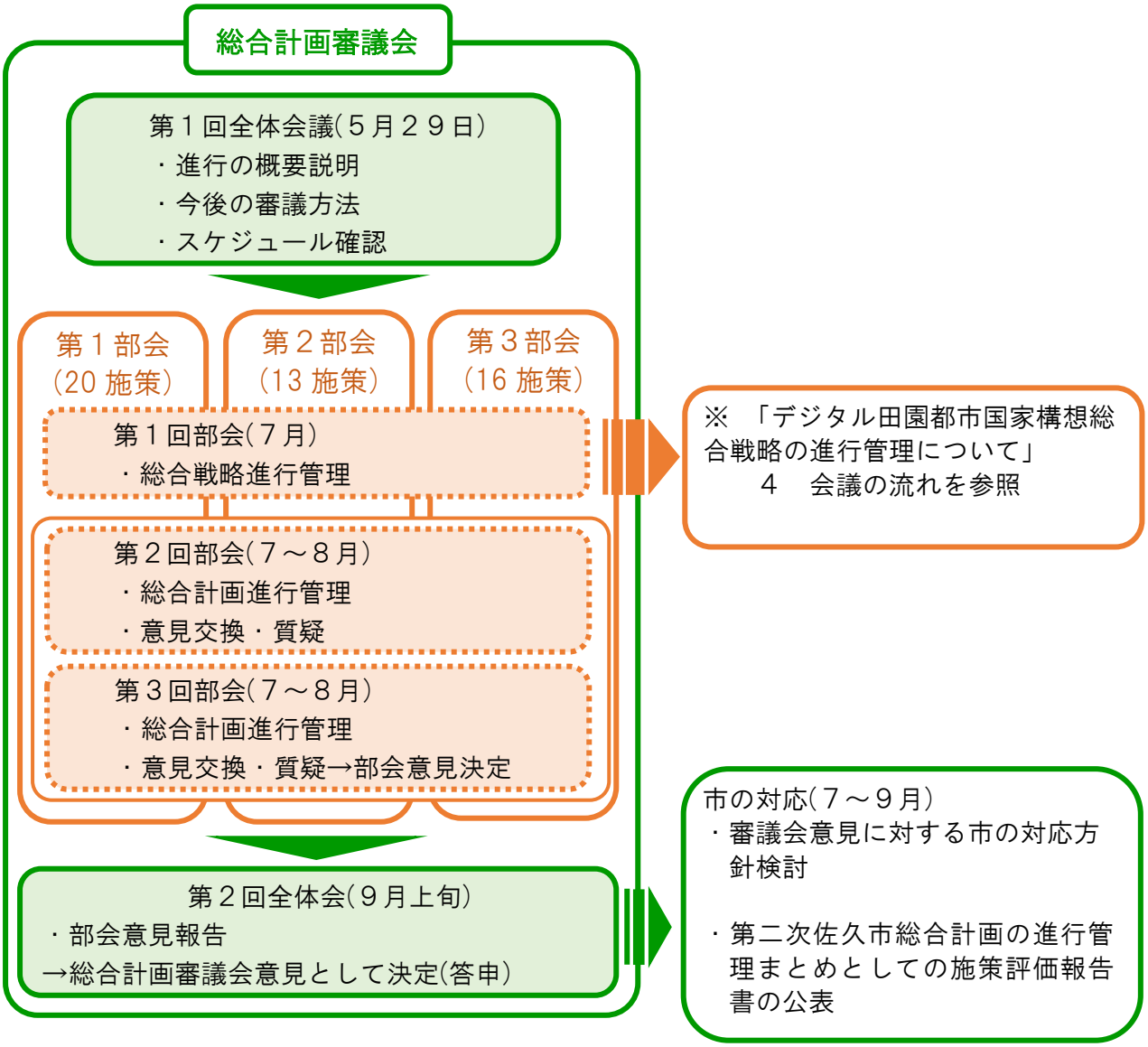

佐久市総合計画審議会　部会名簿

資料４

委員氏名	推薦団体等		部会区分
柳澤　拓道	株式会社MoSAKU	代表取締役	第１部会（総務文教）
北山　浩一	佐久市PTA連合会	会長	
伊坂　倉一	佐久市スポーツ協会	会長	
髙橋　博子	佐久市男女共生ネットワーク	会長	
池田　章	佐久交通安全協会	会長	
太田　智文	株式会社小諸新聞社	編集長	
鈴木　勲	佐久市防犯協会	理事	
小嶋　秀文	浅間地域区長会	会長	
三石　高良	臼田地域区長会	会長	
小松　直樹	望月地域区長会	会長	
大井　麻衣子	公募		
滝沢　裕之	佐久地域振興局	局長	第２部会（経済建設）
渡辺　津子美	佐久女性みちの会	会長	
井出　やよい	佐久浅間農業協同組合	理事	
阿部　眞一	佐久商工会議所	副会頭	
竹重　知幸	佐久市金融団	代表	
伊藤　康弘	佐久市観光協会	副会長	
木内　拓郎	長野県行政書士会東信支部	理事	
飯沼　由紀子	長野県宅地建物取引業協会佐久支部	支部長	
伊藤　明弘	野沢地域区長会	会長	
中澤　智昭	浅科地域区長会	会長	
川﨑　すみ子	公募		
坂江　千寿子	佐久大学	学長	第３部会（社会）
武重　和彦	佐久市民生児童委員協議会	副会長	
髙橋　渉	佐久市保育園保護者会連合会	会長	
―	佐久市保健補導員会		
松崎　茂	佐久医師会	副会長	
麻生　知子	佐久市環境審議会	副会長	
坂戸　千代子	佐久シルバー人材センター	理事長	
中嶋　初男	佐久市衛生委員会	委員	
小林　敬典	中込地域区長会	会長	
須江　初男	東地域区長会	会長	
山澤　知姫	公募		
東城　紀代子	公募		